

日米経済摩擦と法的諸問題

河 本 一 郎

はしがき
——淺木慎一・記

本稿は、平成六年四月八日に、神戸学院大学のメモリアル・ホールで行われた河本一郎先生のご講演の記録である。この年、神戸学院大学法学部は、従来の法律学科に加えて国際関係法学科を新設し、同学科に初めての新入生を迎えて、晴れて二学科体制を発足させた。法学部は、これを記念して、この年の新入生（両学科の新入生）に対するオリエンテーションの一環として、彼らを対象とする講演会を企画した。そのご講演を河本先生にお願いし、快くお引受けいただいた。

新体制の発足にふさわしいせっかくの貴重なお話であり、河本先生のご了解を得て、先生のご退職記念号にこれを掲載させていただくことにした。本来であれば、本稿を先生にご校閲願うべきところであるが、ご多忙でいらっしゃることを考慮させていただき、ご口述を文章化する作業をお任せいただいた。

文章化にあたっては、先生のご講演のお言葉をあえて加工することは僭越でもあり、また当日のご講演の雰囲気をそのまま伝えるという狙いもあって、先生のご口述を努めて忠実に再現させていただいた。なお、この作業にあたっては、

当日のご講演の司会を担当された川口恭弘助教授のお知恵を拝借し、ご協力いただいた。また、9頁掲載のご講演風景のお写真は、吉川直人助教授のご提供によるものである。

ただいまご紹介いただきました河本でございます。岩本学部長からお話をありましたように、神戸学院大学法学部が国際関係法学科を新設いたしましたことに関連して、きょうは記念のお話をせよということで、お引受けしたわけでございます。

われわれ学者といたしましては、専攻している分野を中心にして皆さん方にお話しさずるほかございません。そこで、いまご紹介にもありましたように、商法あるいは証券取引法、さらにそれと関連の深い独占禁止法、そういうものに触れながら国際関係に焦点をあてたお話をされるわけでありますが、その中でも最近いちばん問題になつてているのは、いわゆる日本とアメリカの関係であります。これをお話させていただきます。

ただその前に、日本の国というのは現在はいわゆる資本主義体制あるいは市場経済体制と言わわれているわけであります。それを支えている法律というのは、明治維新以来、外国から持ち込んできたものがほとんどであります。いつたいどのようにして日本の法律ができ上がっているかということは、皆さんのが学部で講義をお聴きになりますと、それぞれの分野で先生方からお聞きになりますが、きょうは時間の都合もありますし、焦点を日米の関係に合わせて行きたいと思いますので、戦後の特徴からお話しいたします。

日本の国は、皆さんも歴史の話としてお聴きになつていると思いますが、第二次世界大戦で負けました。そして、いわゆる連合国の占領下にはいったわけですが、連合国と言つても事実上は米国の占領下にはいった。この事が、日本のその後の発展に非常に大きな影響を及ぼしました。ことに、現在の日本の経済体制の枠組みを

造ったのは、いま言いますよ、うに、米国であります。たとえば農地改革。結局、戦前は地主が日本の土地をほとんど持っていたのを、小作農にこれを分け与えるという改革。改革と言うよりも実際は革命に近いわけですが、それを思い切ってやつた。それから教育改革。皆さんが育ってきた教育制度というのは、戦後米国の占領の下で採用された制度が基礎になつております。それから労働組合。こういうものを日本の国に育て上げた。それから、軍隊・財閥というものを徹底的に解体した。財閥という言葉は皆さんもすでに高等学校等でお習いになつたと思いますが、戦前の日本の大企業はほとんどが、住友財閥とか、あるいは三井、三井、安田、そういうふうな大きなファミリーを中心とした、いわゆるピラミッド型の支配体制にありました。こういうものを徹底的に解体したのも占領軍の力でありまして、こういう事は占領軍がいたからできたわけでありまして、とても自分の力でそういう改革はできなかつただろうと思いますが、そういうものが今日の日本の社会経済の根本を造つております。

これを法律の面で見ますと、たとえば独占禁止法とか証券取引法というような法律の制定、それから商法、ことに会社法の改正——商法、会社法は昔からあつたわけであり、それを大きくアメリカ的に変えた——と言つることができます。その中でも、きょうお話する日米問題の今日のテーマとして非常に関係あるのは、独占禁止法とという法律であります。

独占禁止法という法律は、諸君も大学へはいつて来られたからには、本学でも当然お聴きになる科目であります。ところで、この法律はどういうことであつたかと言いますと、アメリカの占領政策といたしまして、経済の民主化を図るというその基本となつた法律であります。まず、昭和二二年の独禁法では、先ほど言いました財閥を解体してしまいました。財閥を解体するということは、結局はそのファミリーが持つておつた日本の大企業の株式を言わばそこから取り上げて、一般国民にその株式を売りさばくことを強制的にやらせるということに、そ

れが端的に現れています。それからさらく、財閥でなくとも独占的な大企業に対しましては、これを分割してしまう。そのために、当時主要企業の役員が三〇〇〇人以上も追放されて、若い人が正面に出て来て、その人たちが今日の日本の経済を築いてきたという、そういう事もございます。それから、昭和二三年の事業者団体法といふもので私的統制団体をなくした。つまり、個々の企業のそういう多大な力を分割するということのほかに、業者が集まりまして団体を作つてお互に自分達の仲間を守つていくという、そういう事をやり勝ちであります。が、そういう事をやつてはいけないというような形で、私的統制団体の除去ということもやりました。その後、日本の独占禁止法というのは、アメリカの占領が解けてから後、その運用がかなり鈍つてきました。しかしまた、もつとしつかり独占禁止法を運用しなければならないというような雰囲気もありまして、結果的には、だんだん強化するという方向に進んできたわけであります。

ところが、いまこれが日米の間で非常に大きな問題になつてきたというのは、どういう事かと言いますと、皆さんが新聞等でご覧のように、日本がもっぱらアメリカに対し輸出をしている。そして、アメリカから製品がはいってこない。ことに工業製品、自動車とか家電器械とか、そういう工業製品が日本へはいってこない。その結果、日本の方が著しく黒字になつてている。それがアメリカから観ましたら、これは日本の市場が非常に閉鎖的だから、アメリカの物を売り込もうとしてもなかなか日本で売れない。あるいは、アメリカの企業が日本へはいつて行こうとしても、なかなかはいれない。それは結局は、日本が、市場が非常に閉鎖的だから、日本ではアメリカの製品、アメリカに限らず外国の製品が売れない。これは、日本のそういうマーケットの在り方がおかしいんだと、こういう話になつてきたわけですね。

ところでその際に、そういう市場の閉鎖性をなくすのにはどうしたらいいかというときに、アメリカがいち

ばん最初に気付いたのが、これは独占禁止法の運用が、日本の国は非常に生温いのではないか、という点です。そこで、せつかくアメリカから持ち込んだ独占禁止法という法律があるんだから、それをもつとしつかり運用せよと、こういう要望として出てきたわけであります。そして一九八九年、ブッシュ大統領のときでありますが、その命令によりまして、日米構造問題協議というものが始まつたわけでありますね。ところが、この「日米構造問題協議」というものは、もともとは SII、原文は Structural Impediments Initiative であり、和訳が全然違うわけですね。どうしてこれが「日米構造問題協議」になるのか。これを直訳すると、「構造的障害を先制的に打破する」と。つまり、アメリカの方にしましたら、日本の国は外国の物がはいつてこないという構造的な障害を持つていてるんだ。だからそれをぶち壊すための、むしろアメリカからの先制的な攻撃をする、そういう意味を持つてているわけですね。ところが、それを日本人は「日米構造問題協議」という柔らかな表現に変えてしまう。これはむしろ政策的に、意図的に誤訳したのではないかというふうにも思われるわけでありますが——もともと日本の国というのは、先ほどの、戦争で負けても「敗戦」と言わずに「終戦」と言うし、アメリカ「占領軍」と言わずに「進駐軍」と言うしですね、どうも物事を故意に柔らげてしまうという性質がありますが——これは報告書が出ておるわけであります。日米構造問題協議というものの最終の報告として、一九九〇年九月に出ております。そして、それに基づいて、いったい日本が何をしたかということが、その後さらにフォロー・アップで報告を出しているわけです——、「協議」と言つのであれば、両方がお互いに相談し合っているという過程になるのだけれど、実際はアメリカの方の要求が非常に強く出でてきているわけですね。ということは、結局もともと、日本には構造的な障害があるんだ、その障害をぶつ潰すんだという形で、こういう両方の話が始まつてているわけです。つ

まり、アメリカにしましたら、日本の独占禁止法は、あることはあるけれども、その運用がはなはだ手緩いから、外国の物がはいらないようにしているのではないか。だからこれは、独占禁止法を改正せよ。こういう動きとなって出てきたわけであります。

具体的に四つの項目を挙げてございますが、まず独占禁止法上の課徴金の引上げ。これはどういうことかと言いますと、独禁法の中心となつてゐるものひとつに、たとえばカルテルというようなものがあります。つまり、業者が寄りまして、価格などをこれ以上下げるなどとか、あるいはもう少し引き上げようとか、そういうことを一社だけがやるとそこが売れなくなつて他が売れますから、全体でこういうことを相談する。こういうことをやってはいけないということになつてゐるわけですね。ところが、その違反があつたときには、これを監督しているのは公正取引委員会という委員会が日本にあるわけですが、それがそういうものを見つけたら、いわゆる課徴金というものがかかるべきです。これは、その当該商品の売上げの一パーセントを取り上げるという形になつてゐるわけですが、これをアメリカはもっと厳しくしろと言つてきたわけですね。価格をつり上げたり、下がるのを支えている、そういうことをしないようにといふ、この違反の場合の課徴金をもつと引き上げろと、こう言ってきました。最初は、当時は一パーセントであつたものを一〇パーセントにしろと言つてきたのですが、これは、やつと六パーセントというところに落ち着けた。

それからもうひとつは、独禁法違反がありますと罰金がかかるということになつておりますが、この罰金をもつと引き上げろと言つてきたわけですね。ところが日本の場合は、国内でも数億円くらいに上げようという話があつたのですが、結局、一億円に落ち着いた。この話が、皆さんがいま新聞等でよく見る例の元建設大臣の中村といふ人、あの人の斡旋取締罪というのは、実はこの問題に絡んでゐるわけですね。もつと罰金を上げるという話の

ときに、一億円のところへ抑え込んだ。それに彼が絡んだのではないかというので、いま彼が逮捕されたというようなことになつてゐるわけですね。どうして斡旋収賄罪などという法律があるのかということ、これはまた皆さんが学部におはいりになつたら、刑法の先生からお聴きになる話であります。

それからさらに、日本にはいろんな形での、こういう取引そのものを自由にすることを制限するというよつな、そういう慣行がある。そこで、そういうものにつき、どういうことを制限してはいけないかということについて、公正取引委員会の方からガイドラインを出して、違反がないように各業者に示す。そういうこともやりました。

さらに、独禁法違反が起つた場合に、たとえば消費者の方から業者を訴えるというよつなときにも、なかなか裁判で損害賠償しようとしても、証拠が一般の人には手にはいらないですね。そういう場合に公取委の方が持つていてる資料を提供してやる。そういう制度もできました。

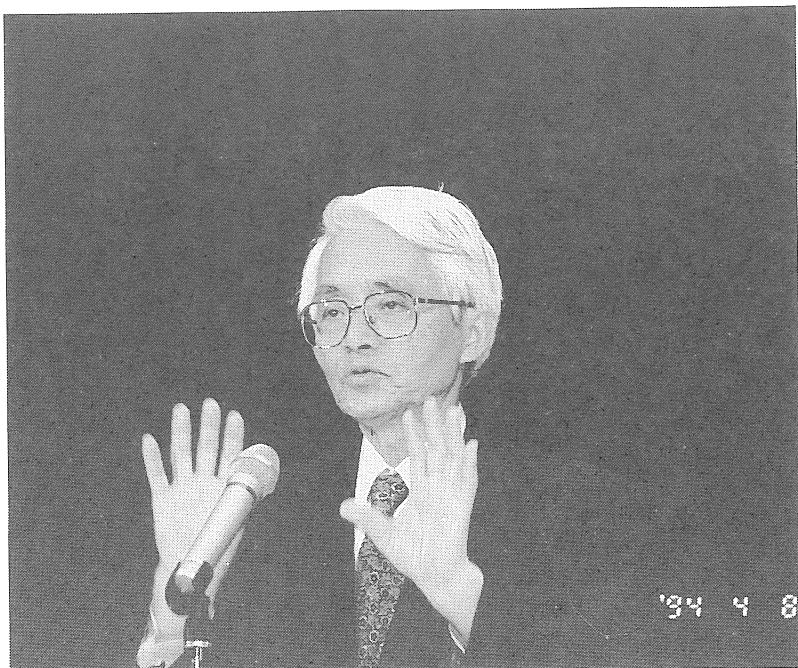
これで、かなりアメリカさんの言つてることを取り入れて、法律の改正もしたのですが、ところが全然「駄目」がない。全然日本の黒字が減らない。相変わらずアメリカの物がはいつてこない。そこで、次に出て来たクリントン大統領は、もう業を煮やしたわけですね。日本という国は何をしても駄目だと。そういう制度改革、法律の改革なんかをやらせてみても、ひとつも効果が上がらない。もうこれは、こんな国を相手にしてもきりがない。それで、今度出でてきているのが、皆さん、よく新聞でいま見られる日米経済包括協議というもの、これが始まつたわけですね。これはつまり、先ほど言いましたSII、日米構造問題協議 原文で言えば「構造的障害をなくせ」という行動」、これではとても駄目だといつたので、そこで結局は、日米交渉によつて外国商品の日本におけるシェアに目標数値を設定して、これを日本の政府が何とか努力して実現させると、とても制度改革くらいの生温いこと、法律の改正といった生温いことをやつていては、日本という国は駄目だと、こういう形でいま日

米包括協議が始まっている。一応この数値の設定については、細川さんがノーと言ったとか何とか、よく新聞に出ているようなことがいま起つてているわけですね。

こういうふうに独占禁止法という法律——これはアメリカから貰ったわけですが——の運用、これは日本いつ国問題ではなくて、いま言いますように国を超えた問題となつてきてるわけですね。先ほど学部長の話の中に出了ヨーロッパのEU、そこなどでも、いちばん中心になつて重要視されているのは、実はこの独占禁止法なんですね。

こういうふうに皆さんもぜひ学部におはいりになつたら、独占禁止法といったような法律を、どうかよく勉強して下さい。ついでに申しておきますと、わが法学部は、公正取引委員会におられて、そこで法律の運用を直接やつてこられた小倉先生という方に数年前から来ていただいておりますので、法律の実際の運用についてのお話を皆さんにして下さると思いますが、この法律は非常に大事な法律なのであります。

それからもうひとつ、皆さん方にはあまり馴染みがないと思いますが、証券取引法という法律があります。いたいどんな法律かということは、これもまた学部でお習いになることあります。いちばん最近に大きく新聞に出て、皆さんもおそらく気がついておられると思いますが、きょうはちょっとその新聞のコピーをお渡ししておいたのですが、大阪の日本商事という薬の会社がありまして、ここがある新薬を開発してそれを売つていたわけですね。ところが、この薬につきましては、副作用がおこつて、中に死亡した人もでてきた。そういうことが起りますと、その薬の販売は停止しなければならない。そういうことになりますと、これは会社の営業成績に非常に大きな影響を及ぼしてきます。ということは、結局はその株価が大きく下がつてくる。そうすると、普通の人でしたら、そういう事実を知つたら、いま自分が持つてある株は、世間の人は知らないけれども、うちの会社



が売っている薬品の中にそういう危険な副作用を生じるものがあると、それが世間一般にわかれれば、うちの株価は著しく下がるだろう、これはもういまのうちに売つておけと、こういう気持ちになるのは当然のことなんです。ところが、そういうことをやつてはいけないと、そういうことをやれば刑罰をかけるぞというような法律があるわけなんです。こういうものは、日本の国にはもともとありませんでした。それを、これまた占領されたときにアメリカから、こういう法律を作れといつて強制的に作つたわけですね。それが実は、今日の日本の証券市場——証券市場といいますと、諸君はたちどころに頭に浮かびにくいかもしれませんのが、たとえば証券取引所というようなものがあつて、そこで日本の大企業の株を売り買いしているわけですね。多くの証券会社があるということを、皆さんは、神戸でもあるいは大阪でも証券会社の看板を日常見ておられると思いますが、そういう

ところで株の取引、社債の取引等をやっている。そういう場合の取引を規整しているのが、この証券取引法という法律なんですね。これは、単に証券会社を規律しているだけではなくて、いま言いますように、株を発行している会社についても、いろんな細かい規整をしているわけです。その中のひとつに、いま皆さんのお手元に差し上げておきましたように、その会社の関係者が、まだ世間にわかつていないう情報を使って自分のところの株で儲ける、あるいは損をするのを防ぐ、というようなことをすると、その人間は刑罰を課せられると、こういう法律があるんですね。これは、証券取引法の一部なのであります。そういうのを、これを内部者取引あるいは英語で *insider trading* といっておりますが、内部の人間が世間の人よりもうまい汁を吸う、これが怪しからんといつてそれを抑えると、こういう法律なんです。これが現在、ますます条文も増え、内容も増えて、大きな法律になつてきております。

この法律の大事などころは、企業の内容、いったいこの会社にはいくらの財産があつて、いくらの借金があつて、いつたい毎年の儲けはどうなつてゐるかと、その利益の出処はどういうことなのか、といったことを非常に詳しく開示する、これを英語では *disclosure*、ひついうふうな呼び方をしておりますが、こういうものもこの証券取引法によつて戦後初めて日本にはいつてきたわけですね。で、もともと、なぜ自分の企業が——と言いましても、もともとこれは私的な、プライベートな団体ですから——自分の懐勘定を世間に見せなければならないのかと、こういうのが本来の考え方ですが、しかし一般の大衆が株を取得するような会社であれば自分の懐勘定を世間にちゃんと示しておきなさいと、こういうものを開示制度とこう呼んでいるわけです。そしてまた、内容を明らかにしておくと悪いことはできなくなる。「太陽は最良の殺菌剤である」とか、あるいは、「明るいところでは悪いことはできない」だと、こういうよくなひとつ思想がありまして、それが証券取引法という法律の

ひとつの大きな考え方なんですね。これによつて、皆さん方もちょっと気をつけてご覧になつておれば、たとえば本屋へ行きましたして有価証券報告書というようなものがズラッと並んでいる棚があります。たとえば、旭屋であるとか、紀伊國屋であるとかにあります。そういうところへ行くと、日本の大企業の内容が印刷されて公表されているわけですね。こういうことが起つてきたのも実は戦後、アメリカの占領下であつたけれども、証券取引法というような法律を採用したその結果であります。そしてこれが、そういう企業の財務内容だけではなくて、そのほか何があると、もつとディスクローズせよ、たとえば地方公共団体の金の使い方をもつと住民に知らせようというような考え方も、こういう中身を明るいところへ晒しておけば結局は悪いことはできなくなると、そういう考え方であります。そういう考え方の基本を植えつけたのも、実はこの証券取引法という法律なんですね。

それからもうひとつ、私どもの分野で非常に大事なことは、いわゆる会社法という法律があります。これは、商法という大きな法典の中の一部なんですが、ことにその中でも株式会社、これを定めておるのが会社法であります。もともとこの会社法は、日本の国はドイツを手本にして明治時代に採用してきたものなんですが、戦後アメリカの占領下にありますて、これも半分強制的であります。米国法の制度がたくさん採用されました。ただ、この会社法の話になりますと、非常に専門的になつてしまつて、ちょっとといま皆さん方にいきなりここでやるのは、諸君の興味も殺ぐかと思うので、その中でひとつだけ、これならかなり日常の新聞にも載つているから皆さんも気がつく、あるいはむしろ、これから気をつけて欲しいという願いもこめてお話ししますのが、株主代表訴訟ということなんですね。

ついでであります、申しておきますが、諸君もこれからよいよ大学へはいつて、社会科学をそれぞれの専門の先生方から聴くわけでありますが、私がいつもお願ひするのは、どうか新聞をよく読んで下さいということ

なんですね。新聞を読んで下さいと。ゼミの学生などに、新聞を読むかと言うと、読まないと言うんだな。だいたい新聞を取つてないと、こう言う。できる限りやはり新聞を読む、と。法律学、社会科学をやる人は、できるだけ新聞を読んで欲しいですね。読んでおりますと、大学で聴いた話が、ああそうか、この話のことか、とわかつてきますからね。極力新聞を読んで欲しい。実は、こういう商法の専門的な話なんだけれども、新聞を見ているとよく載っているんですね。

そこで、いちばん身近なことで、株主代表訴訟ということについてちょっと申しておきますが、これは実は、やはりアメリカから持ち込んだ制度なんですね。そして、アメリカから持ち込んだ制度の中に、似たようなものとして住民訴訟というのがあります。市町村の住民、住民の訴訟。これは、市とか町あるいは村、そういうところの市長、町長等々、高級の役人たちが不当な支出をしましたらですね、それを住民の中から、この支出は怪しからんではないかと、そんな支出は許されない、だからこれを執行した市長あるいはその高級職員はその支出額を市に返せと、こういう請求をするわけだけれども、市自身が市長に対しても、お前のあの支出は怪しからん、違法だから弁償せよといったことは、なかなかやりません。そこで、住民の中から代わりに訴える。何も自分によこせと言うわけではなくて、その支出はおかしいから、その支出を決定した市長は、自分の財産の中からその支出額に相当する額を市に弁償しなさいという訴えがあるわけなんですね。これもアメリカから持ち込んだ。アメリカでは結局、税金を払っている者の税金の使い方についての一種の監視権、そういう考え方でそういう制度があるわけですが、同じようなものをアメリカは、戦後日本の会社法の中へも持ち込んだわけです。それが最近どんどん使われているわけです。これは皆さん、新聞を見ているだけでもわかります。

わかりやすい例で言いますと、この間、ハザマですかね、鹿島組とか、いわゆるゼネコン、大手建設業者、

これが東北地方の知事などにいわゆる贈賄をしてですね、そして注文を取つて、その結果、儲けはしたんでしょ。しかし、贈賄というよな、まさに刑法に違反するよなことをやつたわけなんですね。そこで株主の中から、こういうことは怪しからんと、刑法に反するよな金の支出をするといったことは取締役には許されないと、ですからその贈賄に相当する何千万円はお前が自分が自分の懐から会社へ弁償せよと、こういう訴訟を株主が起こすわけですね。そういう株主をバック・アップする人たちとして、ことに関西に多いわけですが、いわゆる社会正義派の弁護士というのがおられるんですね。そういう人たちが株主をバック・アップして、いまのよな贈賄をした役員は刑事罰も受ける、刑法で罰せられる、しかしそれだけでなくて、自分が会社の金で贈賄をしたその額に相当する金額を今度は損害賠償という形で会社へ返さなければならぬ、それを株主が訴える。そういうものもあるわけですね。

これは結局、そういう大企業の経営を握っている経営者が違法なことをした場合には、株主という——これは大きな会社では何万、場合によつては何十万と株主がおるわけですから——一般大衆がそれを監視していると言つてもいいわけですね。そういう形で、一部の権力を握っている者が違法なことをした場合には、それを一般大衆段階で追及できる、と。こういうよな制度も、実はアメリカから持ち込んだものなんですね。こういう制度も従来はあまり使われなかつたんですが、最近は非常に使われるようになりました。これがどうしてなのかということは、われわれもまだ分析中であつて、日本の社会が変わつてきたのかなあということも考えなければならないし、あるいは、皆さんよくお聞きになるように、数年前のいわゆるバブル経済のときに、無茶苦茶をしたわけです。もちろんわれわれも、それに乗つかつて浮れていたという面もありますが、とにかく日本の国全体が浮れていた。それが完全に潰れて、当時やつたことのおかしいことが一度に出てきてですね、それがこういう

形で追及されていると、こういうことかも知れません。この現象の本当の姿は、もう数年たたなければよく分析できないと、こう思いますが、しかしどもやつぱりかなり変わりつつあるんじゃないかという気は、われわれ身近に感じるわけで、したがつて諸君も、どうかこれから四年間、私がいま言いましたように、社会科学を勉強する諸君なら、世の中のそういうことにも十分興味を持ちながら大学の講義を聴いていただくと、非常に現実感があつて面白くなるのではないかと、このように思います。

ところで、私もね、まだ占領下で日本の会社法をこう変えろと言われたのは、これは仕方がなかつただろうと思ふんですね。私どもは当時、昭和二五年頃はまだ大学を出たばかりで、その当時そういうことに当られたのは、私どものもうひとつ上の先生でありまして、そういう先生方がよく言つておられたのに、とにかく占領下でアメリカがこういうふうに改正せよと言つてくるから、仕方がないから会社法の改正をするんだが、日本が占領を離れて独立したら、ひとつわれわれ自身で考えて日本の新しい会社法を作らうな、とそういう話を私どもの先生方は当時話し合つておつたと、こういうふうに聞いたんですね。ところが、いま、日本は占領はとつくに解けて、それどころか、ヨーロッパ・アメリカ・日本と世界の三つの極だと言われるほどまでに成長したのにですね、いまになつてアメリカから日本の会社法を改正せよと言つてきたわけですね。これは私どもが直接話を聞いたわけではありませんが、会社法の改正を担当しているのは法務省——ついでに申しておきますと、日本では官庁の継割りがありまして、商法などは法務省、先ほどの証券取引法などは大蔵省と、このように担当がきちっと分かれているわけですね——、従来、法務省がアメリカとの話で当事者にひっぱり出されて、ここをこのように改正せよなどと言われることは、およそ想像しなかつた。会社法についてまで、アメリカがここをこう改正せよなどと言ふ、そのような話はありえないと思つていましたね。第一、そんなことを改正せよと言つてくるのは、これは

もう内政干渉の最たるものではないかと。アメリカにそんなことを言わるのは、占領下はとも知らず、いまになつて会社法というような法律をアメリカに改正を命じられるということは、ありうべきことではないと思つていたんですね。ところが、そうではなくなつてきたんです。

それが先ほど言いましたS I I、つまり日本語で言うと日米構造問題協議の中でアメリカさんが言つてきたわけです。その中のひとつに、株主の権利をもつと強化しようと。それでね皆さん、アメリカがなぜ日本の株主のために株主の権限を強化せよなど、そんなことを言つてくるんだろうかと、そんなにアメリカは日本の株主のことを考えてくれているのかという、そんなことではないんだな。結局、アメリカの利益に結びついているわけで、先ほど言いましたように、S I Iの段階では、ブッシュ政権の下では、日本の制度が悪い、制度が悪いからアメリカや外国の製品がはいってこないのだと、制度を直せばはいるんだと、こういう考え方だつたんです。そこで独禁法の方では、ああいうことをやりましたね。

いよいよ会社法の方では何を言つてきたかというと、ここではまず、日本の会社はディスクローズということをアメリカから取り入れたんだけれども、それでもまだ閉鎖的だと。もっと株主に内情がわかるようにせよと。そのひとつとして、株主に会計帳簿——会計帳簿といいますと、これは会計に関する帳簿ですからたくさんあるわけですね——そういうものを見せろと。見せろと言う権利を株主は持っているわけですが、その権限をもつと拡大せよと、こう言ってきたわけですね。というのは、現在は会社の詳細な会計の帳簿、たとえば取引先に何をいくらで売ったかと、それから製造原価はどうなつてているかと、こういうものは会社の会計帳簿を見れば全部わかるわけです。ところが日本の場合は、それを見られるのは発行している株式の一〇〇分の一〇、つまり一〇パーセント持つてなければそういうものは見られない。それは、非常に大事な書類ですから、そつわづかな株式

しか持つていかない株主に見せるわけにはいかない。日本では、一〇パーセント以上の大株主——大会社で一〇パーセント持つていればこれはもう大株主ですね——が要求してきたら仕方がないが、一般の株主にはそんなもの見せないと、こういうことになつていていたわけですね。ところがアメリカは、これを一〇〇分の一に下げる、つまり一〇パーセントを一パーセントに下げる、と、こういう要求をしてきた。法務省は、一生懸命これに対して対抗して、一〇パーセントを三パーセントにしてもらつと。つまり、日本の交渉というのはそういうものなんですね。アメリカは大きく要求してくる。日本はそれを、まあまあということで抑えて、一パーセントと言つてはいるところを、まあ三パーセントくらいのところだと、こういう形でだいたい宥めてくるわけですね。今回もそういう形で、一〇パーセントでないと見られなかつた権利を、アメリカは一パーセントで見られるようにならうと言つてきたものを、やつと三パーセントで話をつけた。

これは実は、裏の話がありまして、日本には、トヨタ、日産、マツダといった、いわゆる大きな自動車会社があります。ところが、その自動車会社については、いわゆる日本には「系列」というものがあつて、それぞれ部品を造つてゐる会社があるわけです。これは全部、やつぱり系列といつた形で、ことに株も日産、トヨタ等が持つという形で結びついているわけですね。製品は、その系列の関連会社が造つて、トヨタその他へ売つて行くと、そういう仕組みにしてあるわけですね。ところが、あるアメリカの株主、これはピケンズという人なんですが、この人がトヨタのそういう部品を造つてゐる小糸製作所——これは諸君は知つてはいるかもしれません。自動車の中の、とくに照明関係を造つてゐる会社です——そこの株を三割近く握つて、そしてこの帳簿の閲覧請求をしてきたわけだな。彼は、何を狙つたかと言いますと、小糸はトヨタに対して部品を不當に安く売つておると、そのために他の株主は——トヨタは大株主ですが——、配当が削られてゐるんだと、だから帳簿を閲覧して、い

かに小糸がトヨタに、トヨタのみならず他の自動車会社に、安く部品を売っているかと、それを発き出して、そして先ほど言いました、小糸の取締役に対し損害賠償の代表訴訟を起こすんだと、だから会社の帳簿を見せろと、こう言つてきたわけですね。これは実は大変なことだったんですね。ところが、幸か不幸か、そのピケンズの持つてゐる株の本当の所在がおかしいということになつてきて、実は本当は彼のものではなかつたというようなことになつてきて、ピケンズの方がこの訴えを途中で取り下げたので、判決までは行かなかつたんですね。しかし、そのピケンズがアメリカの政府をつづいたのではないかと言わわれているんですが、結局今度は、アメリカの政府が、帳簿閲覧権をもつと簡単にできるようにせよと言つてきたんですね。一〇〇分の一〇であつたものを一〇〇分の一にせよと、それをやつと一〇〇分の三に止めた。こついうところは、何も日本の株主の権利の擁護をアメリカさんが考えてくれているのではなくて、これからは日本の株もどんどんアメリカの株主が持つでしようから、そういうときにはこういう帳簿の閲覧をもつと容易にできる、そういう制度を日本も作れと、そういう要求ですね。

それから、取締役の中に社外取締役を入れろという要求。これもついでにちょっとお話ししておきたいんです
が、日本の会社というのはね、これは皆さんもそうだろうけれども、結局会社へはいって、一生懸命働いてですね、そして係長になり、課長になり、部長になり、そしてやつと取締役になる。これはもう最大の夢なんだ。
その中から、さらに社長が出てくる。結局、従業員がいつしょになつて頑張つて、その中から会社を經營してい
る。ところが、アメリカの場合はそうではなくて、取締役というのは大部分が外から来るわけですね。現在会社
で本当に業務執行をしている、そういう役員を選任してくる。そういう仕組みですから、アメリカは、内部で働
いて一生懸命やって、「わが会社」というようなものではないんですね。そこで、日本の会社をアメリカの方か

ら観ると、極端に自分のところと違うと、こう思つんですね。とにかく、下から働いて偉くなつた者が役員になつてていると。そこで、もつと社外の取締役を入れなさいと、こう言つてきた。しかし、日本ではそんなものは今の日本の会社の実態には絶対に合わない、外部からそんなものを入れるなどおよそ考えられない。またここが非常に日本のなところで、アメリカはカリカリ怒るわけですね。というのは、社外取締役などというものは日本に入れられませんと、その代り、日本には監査役という制度がありますので、その監査役の中に、いわゆる社外、つまり会社の業務執行をしていなかつたような人を入れましょうと言う。言わば、絶えずアメリカがカンカンになつて言つてくる要求を、うまく逸らしてしまうわけですね。だから結局、アメリカが言つてくるような結果は全然出てこない。これがアメリカのイライラの根本なんです。

そこで、この他のディスクロージャーといったところは省略しますが、先ほど言いましたように、S-I-Iの段階です。この会社法の改正までは。とにかくやつたんです、とにかく向こうの言つとおり。少しは擦れ違ひもありましたが。

こんなものをいくらやつてみたつて、ひとつも日本の黒字は減らないわけですね。そこでもうアメリカは、日本を相手にいくら言つても駄目だと、それで先ほど言いましたように、クリントンになつてからは、いわゆる包括協議、とにかく数字をつきつけてですね、日本にこれだけ入れると、それを入れられるようには政府が監督せよと。そんなことは管理貿易であつて、市場経済ではないと言つて、日本は撥ねつけているんだけれども、アメリカさんにしたら、いくらやつたつて日本はきりがない、やはり非常に特殊な国だと、こういうふうな見方がされているわけですね。

そこでですね、最後に、私がいま主として面白半分に、アメリカさんがこう言つてきたのを日本はうまくこれ

をかわしてきたんだと、こういうことを言いましたが、実は本当はそういう態度ではいけないわけですね。というのは、やはり先ほどの学部長のお話の中になりましたように、日米関係だけでなく、きわめていま日本の経済がグローバル、つまり宇宙的になつてきているわけですね。もう、アメリカだけでなく、中国、それからアジア、ヨーロッパ、ほとんど経済が国境がなくなつてきていている。そういう中で、経済の基礎になつてゐるのは、やはり経済制度であり、その制度の中の、最も目に見えるものはやはり法律制度、法律なんですね。だから、その法律ではなはだしく違うものがある場合は、やはりこれは、ある程度調整して合わせていくより仕方がない。最大のものがやはり独禁法です。これは、世界的に商品が動く、市場が動く、資本が動く、これを規整していく法律ですから、この辺はやはり各国のものを観ながら調整していくほか方法がない。しかも、それは単に制度だけを調整するのではなくて、運用そのものをやはり同じように——日本は法律だけ持つてあるけれども全然使わないではないかと言われては困るんで——そういう点を調整していくかなければなりません。

今度は、そういう法律だけではなくて、やはりそれを動かすということになりますと、商慣行とかですね、企業の行動、こういうものも絶えずやはり外国はどうか、日本はどうか、ということを比較しながら調和を図つていいく。そういう意味では、はなはだ我田引水ではあります、わが法学部が非常な努力をして国際関係法学科といふものをつくつた。そして諸君に来ていただいた。その主旨はその辺にあるわけです。したがいまして、国際関係法学科の諸君のみならず、法学部全体としてですね、そういう経済の国際化、それにともなう摩擦、それをどうして解消していくか——これは、今まで言いましたように政府だけではなかなかできない——、結局は諸君たちがそういう知識・感覚を身につけて、社会に出て、そこでの行動によつて、そういうものが是正されていくということを期待するよりほか方法がない。どうか諸君、この新しい門出にあたりまして、何度も申しました

ように、社会科学をやる人間はできる限り、できる限りではなく努めて、日常起つてくる社会現象、経済現象、これに関心を持った上で学問をしていただきたい。それを希望して私のお話を終ります。どうもありがとうございます。